

租 税 特 別 措 置 法 の 改 正 に つ い て

（ビールに係る酒税の税率の特例）

「所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）」が、平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「ビールに係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条の 6）」の適用期限が 2 年間延長されました。

これにより、平成 28 年 4 月 1 日以降移出するビールに係る酒税の軽減割合及び適用期間は、「初めてビールの製造免許を受けた日」により以下の表のとおりとなります。

初めてビールの製造免許を受けた日	適用期限	前年度の課税移出数量	軽減割合
平成 22 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 3 月 31 日	1,000kℓ以下	15%
		1,000kℓ超 1,300kℓ以下	7.5%
平成 22 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで	① 免許取得の日から 5 年間	1,300kℓ以下	15%
	② ①の期間経過後から 平成 30 年 3 月 31 日	1,000kℓ以下	15%
		1,000kℓ超 1,300kℓ以下	7.5%
平成 25 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	免許取得の日から 5 年間	1,000kℓ以下	15%
		1,000kℓ超 1,300kℓ以下	7.5%

（注）軽減割合は、平成 28 年度、平成 29 年度とも同じ割合となります。

【参考】

特例の対象となる製造者の範囲及び特例の適用限度数量は、従前のとおりです。

特例の対象となる製造者

前年度（4 月から 3 月）のビールの課税移出数量が 1,300kℓ以下である者

特例の適用限度数量

各年度（4 月から 3 月）に移出するビールにつき 200kℓまで

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。